

法務省矯成訓第3312号

矯正管区長
行刑施設の長

刑執行開始時及び釈放前の指導等に関する訓令を次のように定める。

平成18年5月23日

法務大臣 杉浦正健

刑執行開始時及び釈放前の指導等に関する訓令

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 刑執行開始時の指導（第3条—第5条）

第3章 釈放前の指導等（第6条—第8条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、刑執行開始時及び釈放前の指導等を適正に行うため必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において使用する用語は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

第2章 刑執行開始時の指導

（刑執行開始時の指導の実施施設）

第3条 法第85条第1項第1号に定める指導（以下「刑執行開始時の指導」という。）は、受刑者の処遇調査等に関する訓令（平成18年法務省矯成訓第308号大臣訓令）第6条第2項に規定する処遇施設（以下「処遇施設」という。）のほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める刑事施設において行うものとする。

（1）受刑者の処遇調査等に関する訓令第9条に規定する調査センター（以下「調査センター」という。）において刑執行開始時調査を行うとき。 調査センター

（2）受刑者の処遇調査等に関する訓令第6条第2項に規定する確定施設（以下「確定施設」という。）から処遇施設又は調査センターへの移送に相当の期

間を要する場合において、確定施設の長が必要と認めるとき。 確定施設
(刑執行開始時の指導の期間の延長又は短縮)

第4条 刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成18年法務省令第57号。以下「規則」という。）第44条第3項の規定により刑執行開始時の指導の期間を延長する場合には、延長後の指導の期間は、受刑者の疾病その他やむを得ない事由により刑執行開始時の指導を行うことができない日を除き、おおむね4週間以内（複数の刑事施設において刑執行開始時の指導を行う場合にあっては、それぞれの刑事施設において刑執行開始時の指導を開始した日から終了した日までの期間の合計がおおむね6週間以内）とする。

2 規則第44条第3項の規定により刑執行開始時の指導の期間を短縮する場合には、刑執行開始時の指導を行う日が3日を下回ってはならない。

(刑執行開始時の指導の内容及び方法)

第5条 刑執行開始時の指導は、次に掲げる事項（調査センターで行う刑執行開始時の指導にあっては第1号、第2号、第5号及び第6号に掲げる事項、確定施設で行う刑執行開始時の指導にあっては第1号、第2号、第5号及び第6号に掲げる事項の全部又は一部）について、講話、個別面接、行動訓練その他の適当な方法によって行う。

- (1) 受刑の意義
- (2) 矯正処遇の制度及び意義
- (3) 処遇要領に定める個別の矯正処遇の目標並びにその達成のために実施する矯正処遇の内容及び方法
- (4) 社会復帰支援の内容及び意義
- (5) 刑事施設における生活上の心得
- (6) 集団生活上必要な起居動作の方法

2 刑執行開始時の指導は、実践カリキュラム（受刑者の特性その他の刑事施設の実情を考慮して定める刑執行開始時の指導のカリキュラムをいう。次項において同じ。）に基づき行うものとする。ただし、第3条第2号に定める確定施設で行う刑執行開始時の指導については、この限りでない。

3 実践カリキュラムは、標準カリキュラム（矯正局長が定める実践カリキュラムの標準となるカリキュラムをいう。）に基づき、刑事施設の長が定める。

第3章 釈放前の指導等

(釈放前の指導の期間の延長又は短縮)

第6条 規則第45条第2項の規定により法第85条第1項第2号に定める指導（以下「釈放前の指導」という。）の期間を延長する場合には、延長後の指導の期間は、おおむね4週間以内とする。

2 規則第45条第2項の規定により釈放前の指導の期間を短縮する場合には、短縮後の指導の期間は、3日を下回ってはならない。

(釈放前の指導の内容及び方法)

第7条 釈放前の指導は、必要に応じ、次に掲げる事項について、講話、個別面接その他の適当な方法によって行う。

- (1) 社会復帰の心構え
- (2) 釈放後の社会生活において直ちに必要となる知識の付与
- (3) 一般社会における生活にできる限り近似した日常生活の体験
- (4) 一般社会における生活の体験
- (5) 社会復帰後の就職に関する知識及び情報の付与
- (6) 一般社会における勤労の体験
- (7) 社会奉仕活動
- (8) 保護観察制度その他更生保護に関する知識の付与
- (9) 前各号に掲げるもののほか、帰住及び釈放後の生活に関し必要な事項

2 釈放前の指導については、第5条第2項本文及び第3項の規定を準用する。

(釈放前の指導を受けている受刑者の処遇)

第8条 釈放前の指導を受けている受刑者の居室は、原則として、その指導を受けていない受刑者とは別の居室を指定するものとする。

- 2 釈放前の指導を受けている受刑者の居室には、就労に関する書籍その他の円滑な社会復帰に資する物品を備えるよう努めるものとする。
- 3 釈放前の指導を受けている受刑者については、その自発性及び自律性を涵養するための役割活動を奨励するものとする。

附 則

- 1 この訓令は、法の施行の日（平成18年5月24日）から施行する。
- 2 釈放前指導等に関する訓令（平成6年法務省矯教訓第706号大臣訓令）及び刑執行開始時の指導及び訓練に関する規程（平成6年法務省矯保訓第1996号大臣訓令）は、廃止する。
- 3 法の施行の際、現に、前項の規定により廃止される前の釈放前指導等に関する訓令又は刑執行開始時の指導及び訓練に関する規程に基づく指導等を受けている受刑者については、この訓令に定める指導を受けているものとみなす。

附 則〔平成19年法務省矯総訓第3361号大臣訓令〕

この訓令は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第58号）の施行の日（平成19年6月1日）から施行する。

附 則〔令和5年法務省矯成訓第14号大臣訓令〕

この訓令は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律67号）附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日（令和5年12月1日）から施行する。